

公文例式規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成25年3月15日

岩手県知事 達 増 拓 也

公文例式規程の一部を改正する訓令

公文例式規程（昭和40年岩手県訓令第6号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助金交付契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>注1 [略]</p> <p><u>2</u> [略]</p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p>(2) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>注1・2 [略]</p> <p>3 第12の違約金並びに第13及び第17の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として<u>3.1パーセント</u>とすること。</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(3) 不動産売買契約（買受け）の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>第7×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代</p>	<p>(契約書の形式)</p> <p>第12条 契約書の形式は、おおむね次のとおりとする。</p> <p>(1) 補助金交付契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>注1 [略]</p> <p><u>2</u> 契約の相手方が国、地方公共団体等第6第1項第4号の規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同規定の記載を要しないこと。この場合においては、<u>第7の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記載すること。</u></p> <p><u>3</u> [略]</p> <p><u>4</u> [略]</p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p>(2) 委託契約の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>注1・2 [略]</p> <p>3 第12の違約金並びに第13及び第17の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として<u>3.0パーセント</u>とすること。</p> <p><u>4</u> 契約の相手方が国、地方公共団体等第14第1項第3号の規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同規定の記載を要しないこと。この場合においては、<u>第15の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記載すること。</u></p> <p><u>5</u> [略]</p> <p><u>6</u> [略]</p> <p><u>7</u> [略]</p> <p>(3) 不動産売買契約（買受け）の場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 10px;">[略]</div> <p>第7×甲は、乙が第3の引渡期限までに契約物件の引渡しを完了しない場合は、遅延日数に応じ、売買代</p>

×金の額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約
×金を徴収することがある。

[略]

注1・2 [略]

(4) 不動産売買契約（売渡し）の場合

[略]

注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、
原則として年3.1パーセントとすること。

2 [略]

3 [略]

(5) 物品売買契約の場合

[略]

第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価
×の支払を遅延した場合には、乙に対して、支
×払の日までの日数に応じ、契約金額につき年3.1パー
×セントの割合で計算した額の支払遅延利息を支払う
×ものとする。

×金の額につき年3.0パーセントの割合で計算した違約
×金を徴収することがある。

[略]

注1・2 [略]

3 議会の議決に付すべき売買契約の場合で仮契約を
締結するときは、「この仮契約は、地方自治法（昭
和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の
議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関す
る条例（昭和39年岩手県条例第30号）第3条の規定
により、岩手県議会において当該契約に係る議案が
可決された時をもって、本契約の効力が生ずるもの
とする。」等の停止条件を記載すること。

(4) 不動産売買契約（売渡し）の場合

[略]

注1 第3第2項の遅延利息の額の計算に係る割合は、
原則として年3.0パーセントとすること。

2 契約の相手方が国、地方公共団体等第7及び第8
第1項第1号から第5号までの規定に明らかに該当
しないと判断される場合は、同規定の記載を要しな
いこと。この場合においては、第8第1項は、「甲
は、乙がこの契約に違反した場合には、この契約の
全部又は一部を解除することがある。」と記載する
こと。

3 [略]

4 [略]

5 議会の議決に付すべき売買契約の場合で仮契約を
締結するときは、「この仮契約は、地方自治法（昭
和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の
議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関す
る条例（昭和39年岩手県条例第30号）第3条の規定
により、岩手県議会において当該契約に係る議案が
可決された時をもって、本契約の効力が生ずるもの
とする。」等の停止条件を記載すること。

(5) 物品売買契約の場合

[略]

第7×甲は、自己の責めに帰すべき理由により、代価
×の支払を遅延した場合には、乙に対して、支
×払の日までの日数に応じ、契約金額につき年3.0パー
×セントの割合で計算した額の支払遅延利息を支払う
×ものとする。

第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合、遅延日数に応じ、契約金額につき年3.1パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

[略]

注1 [略]

2 [略]

3 [略]

4 [略]

5 [略]

(6) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年3.1パーセントとすること。

2 [略]

3 [略]

(7) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息及び第8第2項の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年3.1パーセントとすること。

第8×甲は、乙が納入期限までに物品を納入しない場合、遅延日数に応じ、契約金額につき年3.0パーセントの割合で計算した違約金を徴収することがある。

[略]

注1 [略]

2 契約の相手方が国、地方公共団体等第10第1項第4号の規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同規定の記載を要しないこと。この場合においては、第11の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記載すること。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

6 [略]

7 議会の議決に付すべき売買契約の場合で仮契約を締結するときは、「この仮契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年岩手県条例第30号）第3条の規定により、岩手県議会において当該契約に係る議案が可決された時をもって、本契約の効力が生ずるものとする。」等の停止条件を記載すること。

(6) 不動産賃貸借契約（借受け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息の額の計算に係る割合は、原則として年3.0パーセントとすること。

2 契約の相手方が国、地方公共団体等第5第1号から第5号までの規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同規定の記載を要しないこと。この場合においては、第5は、「甲は、乙がこの契約に違反した場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。」と記載すること。

3 [略]

4 [略]

(7) 不動産賃貸借契約（貸付け）の場合

[略]

注1 第3第3項の遅延利息及び第8第2項の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年3.0パーセントとすること。

2 [略]

3 [略]

(8) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

注1 [略]

2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年3.1パーセントとすること。

3 [略]

4 [略]

5 [略]

(9) [略]

2 契約の相手方が国、地方公共団体等第5第1項第6号の規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同規定の記載を要しないこと。この場合においては、第7の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記載すること。

3 [略]

4 [略]

(8) 賃貸借契約（長期継続契約）の場合

[略]

注1 [略]

2 第11の遅延利息及び第12の違約金の額の計算に係る割合は、原則として年3.0パーセントとすること。

3 第15第1項後段及び第2項後段の規定は、契約の内容、契約の相手方の意向等に応じて記載の要否を判断すること。

4 契約の相手方が国、地方公共団体等第16第2項第1号から第6号までの規定に明らかに該当しないと判断される場合は、同規定の記載を要しないこと。
この場合においては、第16第2項は「甲は、乙がこの契約に違反した場合には、この契約の全部又は一部を解除することがある。」と記載し、第17第1項の規定に暴力団及び暴力団員の定義を記載すること

5 [略]

6 [略]

7 [略]

(9) [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この訓令は、平成25年4月1日から施行する。